

仕 様 書

1 件名

文化芸術事業等広報支援業務委託

2 目的

区では、「文化芸術をもっと気軽に、もっと身近に楽しめるまち」の実現に向け、新しい発想によるイベントの開催や文化芸術の魅力を総合的に発信していく「もっともっとアートプロジェクト」を令和8年度から開始する。プロジェクトでは、SNS等の様々な媒体を通じて、若年層を主なターゲットに視覚的にも楽しめる広報を行う。そこで、区の文化芸術の魅力発信を効果的に推進するため、業務委託を行う。

3 履行期間

契約確定日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

4 履行場所

履行場所はつぎのとおりとする。

- (1) 練馬区文化・生涯学習課
- (2) 受託者の所在地
- (3) その他、区が指定する場所（オンラインによる履行を含む）

5 委託内容

- (1) 区の文化芸術の魅力発掘・発信のための Instagram 投稿記事の作成等
 - ア 区の魅力発掘・発信につながるための企画、年6回程度の取材、原稿記事の作成等を行うこと。
 - イ 記事は、画像のほかに動画も交えて作成し、区の文化芸術の魅力が十分に伝わるようにすること。
 - ウ 投稿は Instagram 区公式アカウント「ねり丸のねりま推し」で行うため、他の記事のデザインを踏まえて、記事を作成すること。

エ 作成した記事データを投稿スケジュールに合わせて区に提出すること。

(2) 著名人を活用した広報に関する支援

ア 著名人を活用し、区の文化芸術の取組を周知する等の企画を行い、動画を2本程度作成すること。

イ 動画作成にあたっては、専門的な知識を持ち、効果的な演出や編集が可能な、動画作成業務の実績がある者を従事させること。

ウ 動画作成にあつては以下を遵守すること。

① 企画

ア 企画打ち合わせ

区と打合せの上、企画を提案すること。

イ 台本制作

企画打ち合わせで決定した企画内容に基づき、台本を制作し、その内容について区の承認を得ること。制作に必要な情報などは、必要に応じて区が提供する。

なお、台本の内容について区の承認を得られない場合、修正を行わなければならない。

② 取材・撮影

ア 取材・撮影

動画制作に必要な出演者・ロケ地への交渉や調整、取材、撮影など、撮影の実施に必要な全ての業務を行うこと。必要に応じて区が立ち会うことができる。

イ 取材・撮影時の注意事項

事故防止に十分配慮すること。事故が発生した場合は、受託者の責任において対処し、すみやかに区に連絡すること。また、周囲の人・環境に配慮し、強引な取材・撮影は決して行わないこと。

③ 編集

ア 予備編集と映像の試写点検

本編集の前に予備編集を行い、区が指定する方法で点検試写を行うこと。

イ 本編集

予備編集の際に区が指摘した事項を本編集に反映すること。

ウ BGM・テロップ

必要に応じてBGMやテロップを挿入すること。その際には、著作権の発生しないものを使用すること。

④ 収録

区と協議の上、必要に応じてナレーション音声の収録を行うこと。

⑤ 完成試写と最終修正

納品前に完成試写を行うこと。この段階で不適切な編集、ナレーションの誤りなどが発見された場合には、差し替え等必要な措置を行うこと。

⑥ その他

ア 著名人は区と協議のうえ、決定すること。

イ 著名人に対する謝礼等、出演に係る必要な経費は受託者が負担すること。

ウ 投稿した動画に関して、デジタル広告を活用した広告宣伝を行うこと。

エ 動画の納品は、動画共有サイト（YouTube など）に配信できる形式にエンコーディングして納入すること。

オ 完成動画および素材動画については、HDD・SDカードなどの記録媒体に格納すること。

カ 区と協議の上、聴覚障害者向けにテロップ表示等に配慮すること。

キ 作成した動画データは、公開スケジュールに合わせて区に提出すること。

(3) その他

必要に応じ区の重要な取組に関して、広報アドバイスを実施すること。

6 報告書の作成

受託期間終了後、速やかに打ち合わせ記録、収集・作成した資料（文章、写

真撮影、取材先選定で留意したことなどを含む。) その他の図書をまとめた報告書を作成し、電子データで提出すること。

7 成果物等の帰属

本委託業務の成果物に関する権利は、全て区に帰属する。また、区が成果物を使用する際、受託者は著作権人格権を行使しない。

8 業務体制の整備

- (1) 受託者は、広報およびマーケティングについての専門的な知識、技能、経験を有する人材を選定し、本業務に配置すること。
- (2) 受託者は、主体的な提案により、多様な広報、事業サポートができる体制を整備する。
- (3) 受託者は、常に区と連絡を密にするとともに、十分な協議のもと、業務の円滑な遂行を図るものとする。

9 支払方法

本業務の履行が完了し検査が終了した後、区は受託者の適法な請求を受けた日から 30 日以内に一括して支払う。

10 その他

業務の履行にあたっては、つぎに定める各項のとおりにすること。

(1) 各種届出等

受託者は契約締結後速やかに、区指定の各種届出等を提出すること。

(2) 成果物に関する留意事項

成果物については、WEB 等で公開する際に、著作権等の問題が生じないよう十分に留意すること。

(3) 受託情報の取扱い

受託業務を履行するにあたり知り得た個人情報およびその他区の情報の取扱いについては、別紙 1 「情報の保護および管理に関する特記事項」を遵

守ること。なお、同特記事項については、契約締結前に必ず確認すること。

(4) 合理的配慮の提供

別紙2「練馬区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、練馬区と同等の合理的配慮の提供を行うものとする。

(5) 環境への配慮

環境関連法令を遵守するとともに、環境負荷の低減に努めること。

(6) 疑義

本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合は、区と受託者で協議のうえ定めるものとする。

11 担当

練馬区 地域文化部 文化・生涯学習課

文化芸術担当係 大澤・井上

電話:03-5984-1358 FAX:03-5984-1228

Mail: BUNKASHOUGAI@city.nerima.tokyo.jp